

平成27年度の概要

1 第1号被保険者数

(27年3月末現在) (28年3月末現在)
127.5万人 → 131.2万人 (対前年比 3.7万人、2.8%増)

2 要介護(要支援)認定者数

(27年3月末現在) (28年3月末現在)
25.1万人 → 25.6万人 (対前年比 0.5万人、2.0%増)
※ 要介護度が軽度(要支援1～要介護1)の認定者数が52.5%を占める

3 第1号被保険者に占める第1号認定者の割合(認定率)

(27年3月末現在) (28年3月末現在)
19.3% → 19.2% (対前年比 0.1ポイント減)

4 保険給付支給額

(26年度累計) (27年度累計)
3,604億円 → 3,668億円 (対前年比 64億円、1.7%増)

5 第1号被保険者一人あたりの支給月額

(26年度) (27年度)
24.0千円 → 23.7千円 (対前年比 0.3千円、1.3%減)

6 サービス利用者一人あたりの支給月額

- (26年度) (27年度)
- ① 居宅サービス+地域密着型サービス
108.5千円 → 106.8千円 (対前年比 1.7千円、1.6%減)
- ② 施設サービス
268.8千円 → 263.9千円 (対前年比 4.9千円、1.9%減)
- ③ 全体
144.5千円 → 133.5千円 (対前年比 11.0千円、8.2%減)

7 保険料収納額(当該年度分)

(26年度) (27年度)
738億円 → 818億円 (対前年比 80億円、9.8%増)

8 保険料収納率(当該年度分)

(26年度) (27年度)
98.3% → 98.5% [対前年比 0.2%増(0.4%増)]
(86.9%) (87.3%)

()内の数値は、普通徴収に係る収納率(再掲)である。

9 サービス事業所数

- ① 指定事業所数
(27年4月1日現在) (28年4月1日現在)
16,553事業所 → 16,943事業所 (対前年比 390事業所増)
- ② 取消事業所数
(26年度末累計) (27年度末累計)
46事業所 → 47事業所

・被保険者の状況

本県の第 1 号被保険者数の推移をみると、平成 12 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 16 年間で 852,110 人から 1,311,867 人と 459,757 人（54.0%）増えている。

その内訳をみると、前期高齢者数は 176,777 人（35.3%）の増、後期高齢者数は 282,980 人（80.5%）の増と後期高齢者の伸びが顕著である。

・要介護・要支援認定者の状況

本県の要介護・要支援認定者（以下「要介護認定者等」という。）数の推移をみると、平成 12 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 16 年間で 100,139 人から 256,485 人と、156,346 人（156.1%）増えている。

平成 27 年 3 月と比較すると、要介護認定者等数は 5,040 人（2.00%）増、第 1 号被保険者数に占める要介護認定者等の割合は 0.1 ポイント減となっている。

・サービス提供体制

平成 12 年 4 月の介護保険制度施行後、居宅サービス事業者を中心に順調に指定事業所数は増加している。特に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、通所介護の増加が著しい。また、平成 18 年 4 月の介護保険法の改正により、介護予防サービス、地域密着型サービスが創設された。

介護サービス事業所の指定（許可）の取消しの状況は、平成 27 年度末までに介護予防サービスを含め 25 法人 50 事業所の指定を取り消している。取消事由は、介護報酬の不正請求等であった。

介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数は、試験が開始された平成 10 年度以降、既登録者数の増加に伴い漸減していたが、平成 14 年度以降増加に転じ、平成 18 年度以降は 6,000 人前後で推移して平成 27 年度の合格者数は 972 人となっている。

・介護給付費及びサービス利用の状況

介護保険制度施行後、順調に伸びてきたものの、平成 18 年度の制度改正に伴う施設における食費・居住費の自己負担化、新予防給付の創設等により一旦減少し、その後、再び増加傾向にある。

平成 27 年度の介護給付費は 3,668 億円となっており、平成 12 年度の 1,627 億円と比較すると、約 2,041 億円（125.4%）の増となっている。

介護給付費総額に占める居宅サービスと地域密着型サービスの給付費の割合は 62.4%、施設系サービスは 31.5%となっている。

ひと月あたりのサービス利用者数の推移をみると、平成 12 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 16 年間で 73,571 人から 216,764 人と、143,193 人（194.6%）の増となっている。

居宅サービス及び地域密着型サービスの受給者について、地域密着型サービスが創設された平成 18 年度以降の推移をみると、平成 19 年 3 月から平成 28 年 3 月までの 9 年間で 121,248 人から 179,593 人と、58,345 人（48.1%）増えている。要介護区分ごとの構成割合をみると、居宅サービスでは軽度者（要支援 1～要介護 1）の利用が多い（59.5%）が、地域密着型サービスでは中度者（要介護 2～3）の利用が多くなっている（43.7%）。

施設サービス受給者の推移をみると、平成 12 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 16 年間で 30,052 人から 37,171 人と、7,119 人（23.7%）増えている。

・介護保険財政安定化基金の状況

平成 27 年度は、新規積立てを行っていない。年度中の運用益は、約 4,172 万円であった。

平成 27 年度は第 6 期計画期間の 1 年度目に当たるが、保険者からの貸付及び交付の申請はなかったため、貸付事業及び交付事業はなかった。この結果、年度末の財政安定化基金額は、約 84 億 1,166 万円となった。

・審査請求及び苦情の状況

介護保険審査会は、保険料や要介護認定等に関する処分への不服申立てについて、審査する機関である。「要介護認定」に関する審査請求については、年間を通じて随時提起されているが、「保険料等」に関するものについては、6～9月に保険者の賦課決定が集中することから、同時期以降に多く行われる傾向が顕著である。

また、サービス提供事業者やサービスの質に対する苦情申立てについては、福岡県国民健康保険団体連合会に苦情相談窓口があり、平成27年度に介護サービス苦情処理委員会で受け付けた苦情申立ては、2件であった。